

16春闘中央港湾団交合意

課題点は委員会で協議、制度賃金については調査の上対応

仮協定書

一般社団法人 日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2016年度(平成28年度)の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活に向け、労使夫々が実現出来るよう関係先に引き続き働きかけることとする。
- (2) 港湾労働の安定的確保には専業事業者への下払いの配慮が必要であり、このため日港協は、傘下事業者に対し指導を徹底する。
- (3) 三島川之江港の指定港化については、既協定の経緯を踏まえ、日港協として改めて関係行政に働きかける。
- (4) 港湾労働者の職域及び雇用安定について傘下事業者は、港湾労働法の精神及びその意義を理解する。
また、雇用秩序問題、あるいは社会情勢の変化に伴う港湾労働法適用問題に対応するため、「港労法問題労使検討委員会」において、必要に応じ協議する。

2. 賃金・労働環境整備に係る諸課題について

- (1) 産別賃金制度に係る諸問題については、賃金・労働時間問題専門委員会において年内を目途に引き続き協議する。
- (2) 62歳までの定年延長の必要性については理解する。
但し、実施に向けて雇用延長の条件整備等労働環境の整備については、1年を目途に各地区・各企業労使で協議する。
- (3) 労働災害企業内補償については、1974年(昭和49年)4月20日付協定に基づき、その詳細について中央安全専門委員会において協議する。
- (4) 事前協議制度の手続き及び運用に係る課題について、中央事前協議会において協議し、平成28年度の早い時期に成案を策定する。
- (5) 関連事業の労働環境整備について、既協定に基づき、整備部会と関係労働組合との間で一層の協議を促進する。
- (6) 港湾労働者の健康保持のため、特に夏期における熱中症対策に万全を期す必要があり、具体策について中央安全専門委員会において協議する。

3. 地区協議体制について

北海道・東北・日本海地区は、中央産別協定を尊重し、当該協定に係る問題並びに地区における共通の業域・職域問題について協議を進める。
なお、地区団交権の問題については、3地区に限らず他地区においても1972年(昭和47年6月8日)付協定に基づき引き続き誠意を以て協議する。

4. 港湾労働者年金制度の改正について

2015年(平成27年)4月1日以降港湾からの離職者に対し、15年間の港湾年金を支給する。但し満80歳を以て支給を終了する。
なお、これに付随する細部について早急にワーキンググループで協議し、とりまとめる。

5. 港湾のインフラ整備関連事項について

SOLAS条約の改正に伴う国内法の整備に係る重量証明に伴う必要施設の整備、並びにコンテナターミナルゲート渋滞対策解消のインフラ施設整備等について関係行政に対し労使共同による政策提言を行う。

以上

2016年(平成28年)4月6日



全国港湾と港運同盟は、「二〇一六年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出。二月四日の第一回中央港湾団交を皮切りに六回の交渉を積み重ねた。その間、実力行使を背景に評価できる回答の促進を図った結果、四月九日の第六回団交で、仮協定書(案)を作成、文章を確認し、合意に至った。合わせてストライキについては解除を通知し、一六春闘中央港湾団交は終結することとなった。

二月二日の第一回団交で、要求書の主旨説明を行い、二月二十五日に第二回団交を開催し、要求書に対する日港協の回答を求めた。日港協の回答は、現在の経済状況を加味した上で回答したが、積極的なものはなかった。組合側は日港協の回答に対して、大いに不満であることを表明し、反論と主張を行った。日港協は、組合側の意見と反論を受けて、各地区の意見を集約した結果であることと次回交渉を設定することによって再検討することを組合側は、上積みの実力行使



三月三日開催した第五回団交では、日港協の誠意ある回答が期待されたが、中身の異なる回答に終始し、大いに不満であり、組合は七十二時間ストを通告して、前倒し実力行使を正回答を行った。三月三十日開催した第六回団交では、日港協の誠意ある回答が求められていた。①制度賃金、②定年制度、③地区団交権、④労災補償、⑤時間ストライキの解除を確保した。

表明した。日港協は、まとめる時間が必要であり、時間が欲しいとした。組合側は業界団体として、誇りを持って労働条件改善のための適正料金を受け、産別協定改善を求めた。四月五日の第六回団交では、組合側は業界団体として、誇りを持って労働条件改善のための適正料金を受け、産別協定改善を求めた。四月五日の第六回団交では、組合側は業界団体として、誇りを持って労働条件改善のための適正料金を受け、産別協定改善を求めた。

愛媛県の教育委員会は、生徒が政治活動に参加する際に、「許可・届け出」制を導入する等の校則を改訂する動きを見ている。生徒が校外での政治活動に参加する場合、事前の届け出を義務付けるようにする校則改訂のひな形となる文書を県教育委員会は配布し、県内の五十九校が校則を変更した。愛媛県知事は「公職選挙法違反から生徒を守るため」と届け出制にした理由を述べているが、公職選挙法の勉強をすればいいことだし、集会やデモに参加しようとする度に届け出ることになれば、生徒の政治的関心や支持政党が学校に分かってしまう。また、教師からの指導だってあり得る。憲法が保障する「思想及び良心の自由」「集会・結社・表現の自由」を踏みにじるもので、絶対に許されない。▼文科省が配布した高校生の「政治的教養の教育と政治的活動等についてQ&A」の中で、休日や放課後に校外での政治活動に参加する場合、学校への届け出制の導入を禁止しない方針を示していることから、今後、愛媛県と同様の事例が他の自治体からも出てくるのが危惧される。十八歳選挙権をテコにして、若者に政治的関心を広げていかなければならぬのに、その足を引っ張るのが「届け出制」であることから撤回すべきだ。

シャモ樽

愛媛県の教育委員会は、生徒が政治活動に参加する際に、「許可・届け出」制を導入する等の校則を改訂する動きを見ている。生徒が校外での政治活動に参加する場合、事前の届け出を義務付けるようにする校則改訂のひな形となる文書を県教育委員会は配布し、県内の五十九校が校則を変更した。愛媛県知事は「公職選挙法違反から生徒を守るため」と届け出制にした理由を述べているが、公職選挙法の勉強をすればいいことだし、集会やデモに参加しようとする度に届け出ることになれば、生徒の政治的関心や支持政党が学校に分かってしまう。また、教師からの指導だってあり得る。憲法が保障する「思想及び良心の自由」「集会・結社・表現の自由」を踏みにじるもので、絶対に許されない。▼文科省が配布した高校生の「政治的教養の教育と政治的活動等についてQ&A」の中で、休日や放課後に校外での政治活動に参加する場合、学校への届け出制の導入を禁止しない方針を示していることから、今後、愛媛県と同様の事例が他の自治体からも出てくるのが危惧される。十八歳選挙権をテコにして、若者に政治的関心を広げていかなければならぬのに、その足を引っ張るのが「届け出制」であることから撤回すべきだ。